

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>美術品の保存においては、温湿度の適正な管理が極めて重要であり、空調設備の安定的な運転はその基盤を構成するものである。温湿度の管理が不適切である場合、カビの発生やひび割れ等、美術品に対して修復困難かつ重大な損傷を引き起こす可能性があることから、当該設備の保守点検は継続的かつ確実に実施する必要がある。</p> <p>当館においては、ウエットマスター株式会社製のS J B型加湿器およびS E B型加湿器、ならびにイオン交換式純水器を使用し、蒸気加湿および純水供給による精密な湿度制御を実施している。</p> <p>これらの加湿設備は、美術品の保存環境に直接的な影響を及ぼすものであり、保守点検に際しては、機器の構造および制御方式に関する高度な専門知識を有し、かつ当該機器の取扱いに習熟した業者による対応が不可欠である。特に障害発生時においては、原因の特定から対処方法の選定・実施に至るまで、迅速かつ的確な対応が求められる。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>当館使用の加湿設備は、ウエットマスター株式会社製のS J B型・S E B型加湿器およびイオン交換式純水器で構成されており、同社独自の構造・制御方式を有するため、保守には専用部品・技術資料・高度な専門知識が不可欠である。特に美術品の保存環境に直結する設備であることから、万一の誤操作も許されず、確実な対応が求められる。加えて、名古屋支店は当館設備の保守実績と履歴管理を有し、障害発生時の迅速かつ的確な対応が可能な体制を整えている。よって、当館の加湿設備の保守業務を適正に遂行し得る業者は、ウエットマスター株式会社名古屋支店のみである。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。